

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「調査審議のほか、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べ、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県個人情報保護審査会が特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることができることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。